

特許庁からのお知らせ

1. クラウドファンディングと意匠権 ～クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集～

特許庁 審査第一部 意匠課

1. 概要

クラウドファンディングを活用した資金調達方法が広く知られるようになりました。新しい資金調達方法であっても、製品を製造・販売する以上、自社製品の保護や他人の権利の侵害回避など、意匠制度が密接に関わってきます。クラウドファンディングは、製品化決定前にその意匠を公開することが多く、新規性を登録要件とする意匠権の取得には注意が必要です。

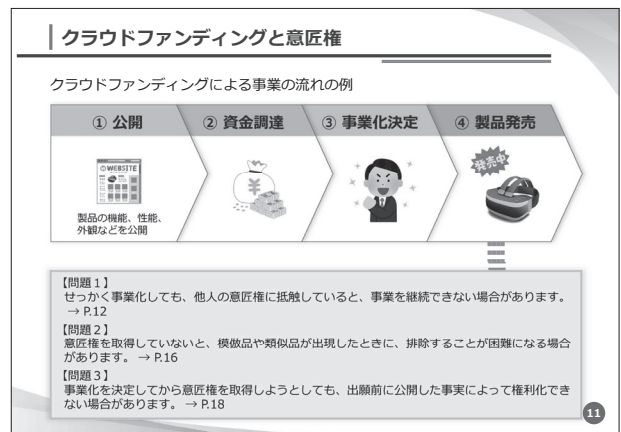
そこで、クラウドファンディングを活用する方に向けた意匠制度紹介コンテンツとして、令和4年4月、特許庁は、「クラウドファンディングと意匠権～クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集～」(全22頁)を公表しました。

2. 本資料の内容

この資料は、クラウドファンディングを活用して資金調達をしつつ意匠権を取得した6者の事例と、クラウドファンディングを行う際に留意すべき意匠制度の基本的事項の説明から構成されています。

6者の事例においては、それぞれ意匠出願の時期や出願目的についても紹介しています。

クラウドファンディングを行う際に留意すべき意匠制度の基本的事項においては、他人の権利の存在を事前に確認すること、模倣品対策に意匠権を取得しておくことよきこと、意匠の公開後に意匠出願しても権利化できない可能性があるため注意が必要であること等を説明しています。



クラウドファンディングを行う際に留意すべき意匠制度（一部）

クラウドファンディングを活用する方は、ぜひご一読ください。

(参考)

「クラウドファンディングと意匠権～クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集～」

<https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/document/crowdfunding-jirei-20220422.pdf>

※本資料は、冊子の用意はございません。

クラウドファンディングを活用した事例（一部）

2. 第11回日中韓デザインフォーラム ～グローバル経済・Web3.0時代におけるデザインの保護～ を開催しました

特許庁 総務部 国際政策課
審査第一部 意匠課

2022年8月1日、日本国特許庁(JPO)は、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO)の協力の下、第11回日中韓デザインフォーラムをオンラインで開催し、日中韓の三か国の意匠制度ユーザーなど約250名の方に参加いただきました。

JPO濱野長官からの主催者挨拶、CNIPA及びKIPOの代表者からの開会挨拶に続き、以下2つのセッションを行いました。

セッション1：グローバルな経済活動の 伸展

企業活動のグローバル化に伴い、各国ユーザーの諸外国における意匠権取得の必要性が一層高まっています。これに伴いハーグ協定の加盟国も漸次増加しており、2022年5月5日に中国が加入したことで、日中韓全てのハーグ協定加入が完了しました。

ハーグ制度の利用拡大が期待される中、セッション1では、各官庁から、各国のハーグ制度に関する最新動向や、ユーザーが日中韓の三か国を指定して国際出願する場合の留意点等を紹介しました。

質疑応答では、後日出願のバリエーションデザインを保護する際の各国制度の違いや中国の専利法実施細則・審査指南の施行見通しに関して質問があり、各庁が回答しました。

セッション2：Web3.0時代における デザインの創作及び保護の実態

Web3.0時代のイノベーションの波を受け、2次元の画像やデジタル空間におけるデザインの創作が一層活発となってきています。セッション2では、各国における画像やデジタル空間におけるデザインの創作や保護の実態、近年市場が急拡大しているメタバースにおける法的課題等について、官庁に加えて、民間の有識者・

企業の方から発表いただきました。

まず、基調講演として、森・濱田松本法律事務所の増田雅史弁護士から、メタバースサービスの拡大とその相互運用への動きが急速に進んでいる中で新たに生じてきている法的課題と、それを受けたルール作りの必要性等について説明いただきました。

次に、KDDI株式会社の大野拓哉知的財産室長から、都市連動型メタバース「バーチャル渋谷」の取組や、2022年4月に発表した「バーチャルシティガイドライン」の中で提起されたメタバースにおけるデザイン保護の論点等について紹介いただきました。続いて、杭州博楽工業設計社(中国)のチョウCEO、Unity Technologies Korea社(韓国)のキム・エバンジェリズム本部長から、画像やデジタル空間等におけるデザインの創作実態や、保護に関する論点を中心にそれぞれ紹介いただきました。

最後に、各官庁から、現行制度における保護の実態や、将来的な検討課題について紹介し、質疑応答を行いました。視聴者からは、メタバースにおけるデザインについて、現行法下で保護可能な対象物や今後の制度見直しの可能性、実際に生じている争いについて質問が寄せられました。

最後に、JPO野仲審査第一部長が、今回のフォーラムを総括し、閉会となりました。

本フォーラムの詳細や一部のプレゼン資料(英語版)は、以下の特許庁ウェブページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

URL : https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/nityukan_design.html

